

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】

2

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定（3件）【産業経済局事業部競艇事務所】

3

北九州市告示第 286 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 29 年 6 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2000	中央尾倉 1 号線	前	北九州市八幡東区中央二丁目 6 番 2 地先から 北九州市八幡東区春の町五丁目 16 番 14 地先まで	3.0 ～ 10.1	70.0
		後	北九州市八幡東区春の町五丁目 16 番 18 地先から 北九州市八幡東区春の町五丁目 16 番 14 地先まで	3.0 ～ 10.1	42.5

北九州市公告第 3 9 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 6 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
トーターシステム保守業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市産業経済局事業部競艇事務所
北九州市若松区赤岩町 1 3 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 2 9 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目 1 6 番 1 号
- 5 契約金額
1 億 5 6 2 万 4 , 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第395号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年6月5日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
若松モーターボート競走場外向発売所運營業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市産業経済局事業部競艇事務所
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
1億1,749万5,360円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第 396 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 6 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
ミニポートピア北九州メディアドーム運營業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市産業経済局事業部競艇事務所
北九州市若松区赤岩町 13 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 29 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目 16 番 1 号
- 5 契約金額
1 億 1, 884 万 3, 200 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため